

令和5年第12回

印西市教育委員会定例会会議録

令和5年12月21日（木）

令和5年第12回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年12月21日(木)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(教職員人事の内申について)

日程第 5 報告第2号

令和5年度末及び令和6年度教職員人事異動方針について

日程第 6 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木 弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	鈴 木 裕 枝
4 番	委 員	豊 田 光 弘

欠席委員(1名)

3 番	委 員	栃 尾 知 子
-----	-----	---------

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原 裕 之
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(2名)

教育総務課長 清水 純一郎

教育総務課主査 佐々木 洋子

(14時00分)

(開会の宣告)

教育長

それでは、ただいまより令和5年第12回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の定例会開催にあたり、栃尾委員より欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

(出席者の報告)

教育長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教育長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教育長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、豊田委員を指名します。

(会期の決定)

教育長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教育長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

11月10日金曜日、市民文化祭の展示部門の後期がイオンモールでありまして、展示の状況を見てまいりました。

同日、第3回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたしました。

11日土曜日、市民文化祭、歌謡の集いが文化ホールであり、出席をしてまいりました。

同日、ふれあい文化館まつりがそうふけ公民館のホールであり、参観をしてまいりました。

12日日曜日、市民文化祭の民謡の集いが文化ホールであり、出席をいたしました。

13日月曜日、令和5年第3回教育委員会臨時会が市役所で開催されました。

また、同日、令和5年度第1回総合教育会議が市役所であり、出席をいたしました。委員の皆様にもご出席をいただき、ありがとうございました。

また、同日、連合千葉東葛地域協議会の政策制度要求書の提出が市役所であり、同席をいたしました。

14日火曜日、市初級職員等採用面接が市役所であり、出席をいたしました。

同日、辞令交付が市役所でありました。これは、去る10月24日に小倉台小学校の岡田芳一教頭が急逝をいたしまして、教頭が欠員の状況でございましたが、14日付けで市教育委員会指導主事だった中里和彦指導主事が新任教頭として辞令が交付され、15日から小倉台小学校の教頭として着任をしております。その辞令交付でございます。

16日木曜日、令和5年度印教連研修視察・意見交換会が白井市ほかであり、出席をいたしました。委員の皆様にもご出席をいただきました。ありがとうございました。

17日金曜日、木刈小学校創立40周年記念式典が木刈小であり、出席をいたしました。

また、同日、第3回教育支援委員会が市役所であり、出席をいたしました。

18日土曜日、市民文化祭のダンスフェスティバルが文化ホールであり、参観をいたしました。ダンスフェスティバルについては、翌日の19日日曜日まで開催されておりました。

20日月曜日、第3回市校長研究協議会が大森小学校であり、出席をいたしました。

21日火曜日、原山小学校でICT教育の自主的な公開授業研究会があり、参観をいたしました。市外、県外を含めて200名ぐらいの参加者がございました。

29日水曜日、令和5年第4回市議会定例会が開会いたしました。会期は12月19日まででございました。

12月に入りまして、2日土曜日、印西市スポーツ少年団交流大会が松山下公園総合体育館であり、出席をして激励をいたしました。

13日水曜日、市の政策調整会議が市役所であり、出席をいたしました。

また、同日、順天堂大学箱根駅伝大会の激励会が順天堂大学さくらキャンパスであり、出席をいたしました。

19日火曜日、第8回市教頭会議が中央駅前地域交流館でありました。

20日水曜日、千葉県国公立幼稚園・子ども園協会指定の研究発表会が印旛公民館であり、出席をしてみいました。印西市の瀬戸幼稚園及びもとの幼稚園の先生方の研究発表会でした。

21日木曜日、本日ですが、午前中、北総教育事務所人事関係の一次面接が四街道市であり、出席をしてみいました。

そして、だいたい令和5年第12回教育委員会定例会が開催されております。

続いて、行事予定でございます。

1月7日日曜日、令和6年印西市二十歳を祝う会が松山下公園総合体育館であり、出席をする予定です。後ほど担当課より説明がありますが、委員の皆様にもご臨席を賜ればと思っております。

10日水曜日、市政策調整会議がございます。

また、同日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市で開催される予定です。

12日金曜日、印教連教育功労者表彰の選考会議が八街市であり、出席をする予定です。

13日土曜日、令和6年印西市消防出初式が文化ホールであり、出席をする予定です。

同日、町内会自治会連合会賀詞交換会が印西市内であり、出席をする予定です。

15日月曜日、民生委員推薦会が開催される予定です。

17日水曜日、第6回市校長会議がいには野小学校を会場として開催され、出席をする予定です。

23日火曜日、社会を明るくする運動作文コンテストの表彰式が文化ホールであり、出席をする予定です。

25日木曜日、令和6年第1回教育委員会定例会が開催される予定でございます。

以上でございますが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各 委 員
教 育 長

なし

それでは、教育長報告を終わります。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願いいたします。

職 務 代 理 者
(報告第1号)

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

報告第1号 臨時代理の報告について。

印西市教育委員会行政組織規則第7条第10号に定める教職員人事の内申について印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のとおり臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年12月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

印西市立小倉台小学校教頭の死去に伴い、本市教育委員会指導課指導主事、中里和彦を当該校の教頭として内申を行ったものでございます。

なお、令和5年11月15日付けで発令いたしました。

説明は以上でございます。

職務代理人

ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

各委員

なし

職務代理人

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

(報告第2号)

職務代理人

日程第5 報告第2号 令和5年度末及び令和6年度教職員人事異動方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

報告第2号 令和5年度末及び令和6年度教職員人事異動方針について。

令和5年度末及び令和6年度教職員人事異動方針について、別紙のとおり報告する。

令和5年12月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

別紙をご覧ください。

令和5年度末及び令和6年度印西市立小中学校県費負担教職員の人事異動については、千葉県教育委員会の「令和5年度末及び令和6年度公立学校職員人事異動方針」並びに「令和5年度末及び令和6年度公立小中義務教育学校職員人事異動実施細目」に則り県教育委員会が行っているものですが、以下の方針の下に、印西市教育委員会としても内申を行っていきたいと考えております。

まず初めに、1、基本方針ですが、各学校が校内組織を活性化し、昨今の教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本市教育の一層の振興に資するよう、(1)から(3)に記載した方針により行ってまいります。

次に、2、管理職でございますが、校長、教頭は学校経営の要となり

ますので、意欲、力量のある人材を配置してまいります。

続きまして、3、一般職員でございますが、新規採用から同一校勤務年数5年以上及び同一校勤務年数7年以上の職員は、原則として異動の対象といたします。また、本市勤務年数10年以上の職員は、校長の具申を踏まえ他市町への異動を考慮してまいります。職員の異動にあたっては、人材育成及び人材確保の観点から、意欲や実践力のある教員の配置に努めてまいります。

最後に、4、その他につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

職務代理者

いいですか、質疑ではないですが。

教 育 長

教育長。

それでは、今、学務課長から説明がありましたけれども、基本的には、千葉県教育委員会の人事異動方針等に従って人事異動事務を進めてまいります。

これから、3月末までずっと教職員の人事異動事務が続いていきます。北総教育事務所と連携を密に取りながら、適正配置に努めていきたいと考えております。

印西市の場合は、教職員全体がまだ大量退職の時代が続いているところもありまして、また、市内の小・中学校の大規模化と小規模化が同時に進行している状況もあって、教職員の異動者も多くなっております。

県教育委員会には多大なご配慮をいただいているところですが、何とか印西市の子どもたちのために、また、先生方が働きがいを持てるような学校となるように人事異動事務を進めていきたいと考えているところです。

人事異動につきましては、内密に進めていく必要がありますので、その事務の一切については、私のほうにご一任をいただければと考えております。

例年、新聞発表で人事異動が公表される前には、教育委員会議におきまして委員の皆様はその状況はご説明させていただいておりますが、本年もそのようにしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

職務代理者

ありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。

各 委 員

なし

職務代理者

それでは、質疑は終わりとなります。

以上で、報告第2号を終わります。

(その他)

職務代理者

続きまして、日程第6 その他について、何かございますか。

学務課長。

学務課長

その他につきまして、学務課より2点ほど報告をさせていただきます。

まず最初に、印西市就学援助費支給事務取扱要領の一部改正についてでございます。

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に規定する要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の改正に伴う、印西市就学援助費支給事務取扱要領の一部改正を行いましたので、ご報告いたします。

それでは、ご説明いたします。

文部科学省より、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の改正の通知があり、本市においては、国単価を指標としていることや近隣市町への調査結果を踏まえて、増額改正することといたしました。

まず、概要につきましては、要領の4枚目の別表の1をご覧ください。

新入学児童生徒学用品費の中学校の上限引上げに伴い、これまで6万円の支給でありましたが、プラス3,000円ということで、6万3,000円の支給へと引上げを行うものでございます。

施行時期につきましては、令和6年3月1日、令和6年度中学校入学予定の早期支給分、3学期末支給を予定しておりますが、ここからの適用、現在のところ対象人数は42名を予定しております。

なお、予算につきましては、今年度の予算現額内で対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

学務課長。

学務課長

続きまして、指定校における印西市スクールバス運行基準（案）について報告いたします。

学務課におきましては、印西市立小・中学校に通学する児童及び生徒の安全・安心な通学手段の確保を図るため、スクールバス運行検討委員会設置要綱に従って、今年度より検討委員会を設置、これまで5回の開催を重ねて、スクールバスを運行するための基準（案）の策定並びに運行開始予定ルート等がまとまり、現在スクールバス安全通学基本計画を作成中ではありますが、この段階で運行基準について、委員の皆様にご報告をさせていただきます、何かご意見をいただければ幸いですと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、運行基準ですが、策定にあたりましては、まず最初に、市内の全ての小・中学校における危険な通学路及び通学距離、時間、そして通学手段等を調査した上で、実測した小学生の歩く速さから算出した

通学時間、それから、徒歩通学による児童の体力向上や健康の保持などを考慮して進めてまいりました。

それをまとめましたのが、お手元の資料となっております。ご覧ください。

基準について、簡単であります但し説明させていただきますが、通学距離が片道3キロ以上の小学生を対象といたしました。

ただし、通学距離が3キロ未満であっても、通学路区間内に危険な歩道や未整備の場所があること、登下校時に大型自動車の交通量が多いこと、これら全てが該当する場合、通学時の安全確保のためスクールバスの運行を行うものとしたしました。

なお、ふれあいバス等の路線バスを利用することが可能な場合、また、危険な通学路を回避できる安全な通学路を確保できる場合は、この限りではないといたしました。

また、中学生の場合、全ての学校において通学距離が2キロ以上の生徒は、現在のところ自転車通学を認められていることや路線バス利用者への通学支援補助を行っていることから、当対象外といたしました。

この基準を踏まえて該当するところがございますが、通学距離が3キロ以上に相当する木下小学校区内にあります宗甫地区から学校間、また、通学路区内に基準を満たす通学環境が全て当てはまる大森小学校区内にあります鹿黒地区から学校間がこれに該当するということになりましたので、現在、令和6年度につきましては、この2ルートの運行について準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

ありがとうございます。

この件について、質疑ございますか。

豊田委員。

豊田でございます。

それでは、2点質問させていただきたいと思っております。

四角で囲まれた中の後段、また、3キロ未満であってもというところからでございますけれども、これ例外規定を設けていらっしゃると思いますが、この文章を読みますと、例外として(1)から(3)の全てに該当する場合、便宜を図るというふうなことが書かれていると思うのですが、その(1)から(3)については、それぞれ危険などがあって表記されていると思いますが、この一つ一つに当てはまるだけでは利用ができないというような解釈なのでしょうか。その辺の意図を教えてくださいませんか。

学務課長。

ここの下段の部分についてなんですけど、今回のスクールバス運行については、子どもたちの通学時の安全確保ということが大前提としてあります。

その場合に、危険な通学路がどれぐらいあるかということをお我々のほ

職務代理者

豊田委員

職務代理者
学務課長

うで調査したところ、この(1)、(2)、(3)が項目として上がってきたということです。

今回危険な通学路に対して子どもたちの安全を確保するため、それをスクールバスを用いて支援を図っていくと、確保していくということ踏まえると、やはり最も危険な通学路に対して支援を図っていくことがふさわしいのではないかとということで、この(1)、(2)、(3)の要件が全て該当するところということで、今回定めさせていただきました。

これを踏まえると、来年度開始ルートとしては大森小学校区内の通学路が該当するということが判明しまして分かりましたので、こここのところが来年度から開始予定ということに決めさせていただいたという経過になります。

以上でございます。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

そうしますと、危険度の高い部分から拾い上げていくということで、将来的には交通量ですとか、そういったものもどんどん変化してくると思いますので、随時見直すというような考えでよろしいのでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

当然、今、豊田委員がおっしゃったとおり、この付近に新しい道路とかが整備されれば、その状況はいろいろ変わってくるかと思えます。でするので、そういったところは、常々注視していなければならないと考えております。

以上でございます。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

この点につきましては、よく理解できました。

そのほかに例えばスクールバスの利用で、例えば体に何らかの障がいがあるなどの場合は、これはもちろん利用できるという考えでよろしいでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

当然そのような相談が上がってくる可能性もあるかとは思っております。それはそのときの相談の内容を踏まえて、適切に判断していきたいと考えております。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

分かりました。

では、全てを含めてなるべくオーバートリアージというか、安全な部分まで踏み込んで判断していただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

各委員
職務代理者

なし

ほかに何かございますか。

生涯学習課長。

生涯学習課より、2点ご報告させていただきます。

1点目は、令和5年度文化財防災訓練の実施についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

1、趣旨でございます。

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日に当たりまして、この日を文化財防火デーと定められ、全国的に文化財防火運動が展開されております。当市におきまして、この日の前後に文化財の防火訓練を実施し、防火・防災意識の向上に努めるものでございます。

4、日時でございます。

令和6年1月28日日曜日、10時からでございます。

5、実施場所は印西市別所、地蔵寺。こちらには、県指定の文化財の木造地蔵菩薩立像がございます。

6、訓練種目でございます。

①火災発見者による通報訓練、②地域住民による搬出訓練、初期消火訓練、③印西市消防団及び印西消防署による放水訓練を予定しております。

2点目でございます。

印西市立図書館サービス計画（案）について、ご報告をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

資料を1枚めくっていただきまして、目次に記載がございますように、第1章計画の策定に向けてから、第5章計画の推進に向けての構成となっております。

1ページをお願いいたします。

1、計画策定の趣旨でございますが、印西市におきまして、千葉ニュータウン開発等の進展による人口増に伴いまして、市民の皆様からの図書館に対するニーズや多様化に 대응していくため、計画を策定してまいります。

2ページをお願いいたします。

計画の期間でございます。令和6年度から令和15年度までの10年間でございます。

3ページからは、第2章現状と課題となります。

4ページをお願いいたします。

当市の人口の推移でございますが、平成25年度の9万2,000人から令和4年の10万8,000人と増加傾向となっております。

5ページをお願いいたします。

千葉県の公立図書館の現状でございます。上段の表をご覧ください。

太字となっております人口1人当たりの蔵書冊数につきまして、印西市は5.10冊、県平均は3.90冊と印西市は県平均を上回っております。

続きまして、人口1人当たりの貸出冊数は、印西市は7.58冊、県平均は3.52冊と印西市は県平均を上回っております。

続きまして、人口1人当たりの図書費は、印西市は137.62円、県平均は207.15円と当市は県平均を下回っております。

6ページをお願いいたします。

市立図書館を取り巻く現状でございます。6ページの下段の図書資料所蔵冊数の推移でございますが、平成28年度から令和4年度までおおむね横ばいとなっております。

7ページをお願いいたします。

上段の表でございます個人図書貸出冊数の推移でございます。平成28年度は78万8,000冊、令和2年度はコロナの影響等もございまして58万冊、令和4年度は77万冊となっております。

下段の表でございます個人貸出利用人数の推移でございますが、平成28年度は26万3,000人、令和2年度は18万6,000人、令和4年度は24万7,000人と微減となっております。

10ページ以降につきましては、市内の6館の図書館の概要を整理しております。

30ページをお願いいたします。

課題の整理でございます。下段でございます市立図書館に求められることについて整理をしております。3行目の人口増加に対応した図書館サービスの充実、その下、あらゆる年代、多様なニーズに対応した図書館サービスの提供、地域住民の暮らしを豊かにする読書活動の推進、地域住民が集い交流する機会と場の提供、住民参加の促進、適切な施設設備の整備等が求められております。

32ページをお願いいたします。

目指す市立図書館の姿でございます。2の基本理念でございます。

1、「いつでも、だれでも、どこでも」サービスが行われ、より多くの市民に利用され、愛され、心の豊かさを育む文化の拠点。

2、誰の心にも豊かさをもたらし、子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館。

3、学びとつながる図書館。

4、「住み続けたいまち印西」にふさわしく、住みよさを実感できる図書館。

5、市民の暮らしに生き、市民の生涯学習の拠点となり、地域の課題を解決できる図書館を掲げております。

33ページをお願いいたします。

印西市立図書館の目指す姿でございます。「いつでも だれでも どこでも気軽に利用しやすい憩いの場 つながる図書館」を目指してまいります。

つながる図書館のイメージでございますが、図書館に市民が集まりま

す。図書館で人と人がつながります。コミュニティが広がります。市民と図書館がつながります。より身近な図書館になります。学校とつながる図書館、オンラインでつながる図書館を目指してまいります。

34ページをお願いいたします。

図書館の基本方針でございます。基本方針につきましては、4つの柱にて構成をいたします。

基本方針1、市民の「知りたい」「学びたい」「調べたい」を支える図書館サービス。

基本方針2、子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館。

基本方針3、市民の暮らし、地域の拠点となる図書館。

基本方針4、住みよさを実感できる図書館でございます。

35ページをお願いいたします。

基本方針の実現に向けた施策取組を体系化しております。

基本方針1については、4つの施策がございます。2の「本と出会う」「本と親しむ」機会作り、施策の3、多様な利用者に対応した図書館サービス、施策4、デジタル化への対応。

基本方針2については、1、子どもの年齢に応じた取組の推進、2、子どもの読書活動の推進。

基本方針3につきましては、市民との連携、図書館活動への参加といたしまして、(1)図書館ボランティア活動の推進、(2)市民団体との連携、(3)行政部署や関係機関との連携に取り組んでまいります。

基本方針4につきましては、1、市民の居場所としての環境の充実、2、専門職員の充実と育成に取り組んでまいります。

36ページから71ページにかけては、各基本方針ごとの具体的な取組内容を示しております。

72ページをお願いいたします。

計画の推進に向けてでございます。サービス計画の評価の指標を定め、計画の進捗状況を把握し、評価を行い、改善しながら進めてまいります。

以上、計画の概要をご報告させていただきましたが、よりよい計画となりますよう現在も内容のさらなる精査を図っておりますので、修正をさせていただく場合もございます。

なお、当計画の今後の予定でございますが、令和6年1月5日から1月18日までパブリックコメントを行いまして、令和6年3月までに計画を策定する予定でございます。

ご報告は以上でございます。

ありがとうございました。

この件について、何か質疑はございますか。

鈴木委員。

これは質問というよりも、私からの提言ですが、先ほどのページ35、

職務代理者

鈴木委員

基本方針3のところ、市民のくらし、地域の拠点となる図書館というところの右側ですね、1、市民との連携、図書館活動への参加の特に(1)図書館ボランティア活動の推進とあります。

私たち教育委員は、守山市の図書館を見学させていただきました。そこで最も印象に残りましたのは、図書ボランティアの存在でした。非常にすばらしい先進的な取り組みをされている図書館でしたので、本市でもいいところはどんどん取り入れていただいて、この理想となるような図書館づくりに向けて推進していただけたらなと思っております。期待しております。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

ちょっとここには全くないことですが、早いもので、もう令和5年も12月でもう終わってしまいますが、本市では、令和5年4月から小規模特認校制度というものを導入したと思えます。

その小規模特認校制度の現状を教えてくださいなと思っております。具体的に申しますと、4月から今までのこの間に、例えば令和6年に向けて転入したいという児童・生徒の申し出があるのか。

そして、実際にはもう既に見学をされたり、どういう制度ですかということで個人的に問合せがあった件数とか、実際に見学に結びついた件数とか、あとはもう転入を希望されている人がいるとかいないとか、そういったことを具体的なものがもし分かるようでしたら、船穂小学校、本埜中学校、その2校においてお教えいただけたらと思えます。

職務代理者

学務課長。

学務課長

今、鈴木委員がおっしゃったことというのは、非常に重要なところだと思います。

今、実は船穂小学校、それから本埜中学校において今年度から本格実施となりましてそれにあたって、本年度のいろいろな面、学校経営の面や実際の教育課程上の面、その他どういった状況だったかということの検証を今お願いをしているところです。

それをまとめて来年度以降つなげていきたいと考えておりますので、それがまとまれば、また正確にお示しはできるかと思えます。

具体的に、実際にやはり来年度に向けて、小規模特認校の船穂小、本埜中さんに入りたいといっているお子様は結構いらっしゃいます。その一方で、特に本埜中学校においては、地域のお子さんが本埜中学校に入学してこないという状況も生まれております。

しかしながら、新1年生は8名だったと思えますけれども、入学は一定されております。ということはどういうことかということ、地域の子供たちではなくて、ほかの地区から来られるお子さんの入学が多くなってきているという状況があります。

こちらとして今、手元の詳しい資料がないものですから、今それぐらいしかお伝えできないんですけれども、今その検証中でありますので、その見解についても何らかの形でお示しできればと考えております。

以上でございます。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

ちょうど1年ぐらい前だったでしょうか。意見交換会があったと思いますが、そこでは、特段の理由がなくても利用することができる制度ですよということで、保護者の方々にはお示ししたかと思うんです。

この取り組みは非常に革新的で、そして実験的な取り組みだと私自身は個人的に感じています。これはどういうことかといいますと、その小規模の地域の学校の特性を生かして全市民、全市民的に児童・生徒に提供できる教育の環境です。

ですので、その地域の生徒たちが何が何でも来なければいけないということではなくて、全市で募集をかけることができる。そして学びの環境というのは、それぞれです。求めている理想はそれぞれです。例えば大きな学校、人数が多いところで切磋琢磨させたいという保護者、そして競争を好む児童・生徒がいる一方で、大規模校ですとかそういったところではどうしても苦手で、自分の力を発揮することができない。のどかな環境で学ばせたい。そして学びたいという児童・生徒のそうした理想の学びの環境を提供できるすばらしい先進的な取り組みだと思っています。

これは他市町村もまだそれほどない取組ですので、本市において革新的で実験的な取組が次年度以降も続くことによって、取り組んだ意義が生まれてくると思います。

ですので、学びたいという意欲のあるお子さんを絶対取りこぼすことのないように、私たち教育委員会教育委員は一丸となって受け入れていく必要があると思います。

これは、私ども私たち印西市がSDGsに基づいた施策を行っています。SDGsの一番最初の冒頭にありますように、誰一人取りこぼすことのない施策、社会の実現ということを私たち印西市の教育の現場においてもやはり取り組んでいただきたいな、私たちも取り組んでいきたいなと思っていますので、ぜひ次年度もこの制度が、ああやってよかったと市民に喜ばれる制度になるように、皆さんも尽力していただきたいと思いますし、私たちも微力ながらも力を尽くしたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

職務代理者

ありがとうございました。

各委員

ほかに何かございますか。

職務代理者

なし

これで日程第6 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しし

教 育 長

ます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の教育委員会議の開催日等について連絡があります。

教育総務課長、申し上げます。

教育総務課長

次回の教育委員会定例会会議の開催についてご連絡いたします。

令和6年第1回印西市教育委員会定例会は、1月25日木曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(閉議の宣告)

教 育 長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和5年第12回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(14時48分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月21日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 豊 田 光 弘